

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の情報マガジン

7
2023

TOPICS

P2 資産安心コラム

相続税の申告漏れに要注意!
加算税に関する基礎知識



P3 暮らしとお金の教養講座

充実の公的医療保険制度が
退職後の生活防衛の基盤に



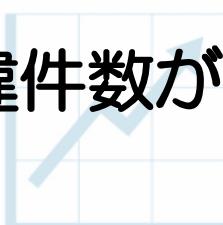
P4 相続・贈与の基礎知識

10年以内に相続が続いたら
相次相続控除で税負担を軽減



数字で見る相続

相続税の非違件数が
5,532件に



国税庁が発表した『令和3事務年度における相続税の調査等の状況』によると、相続税実地調査件数は6,317件（対前事務年度比123.7%）、申告漏れなどの非違件数は5,532件（同123.6%）、追徴税額合計560億円（同116.2%）と、いずれも増加しました。実地調査1件当たりの申告漏れ課税価格は過去10年間で最高の3,530万円で、実地調査1件当たりの追徴税額は886万円でした。申告漏れ相続財産の金額の構成比は、『現金・預貯金等』が32.2%と多く、『有価証券』が12.5%、『土地』11.8%となっています。

コロナ禍の影響で減少していた実地調査件数が回復しつつあり、申告漏れが判明する数も増加していくと見られます。相続税の申告漏れ・遅れがないよう注意しましょう。

相続税の申告漏れに要注意！ 加算税に関する基礎知識

相続税の申告と納付の期限は被相続人の死亡を知った日の翌日から10ヶ月以内ですが、遺産分割協議が調わないための申告遅れや、申告漏れがあると、追徴税が課される場合があります。申告漏れが起こりやすいケースや追徴税の種類などについて紹介します。

相続税申告の誤りを正す 実地調査と簡易な接触

国税庁は、資料や情報などから申告額に計算ミスがあると考えられる事案や、申告漏れがあると考えられる事案について税務調査を行っています。相続税の税務調査では実地調査のほかに、文書や電話による連絡や、来署依頼による面接を行う『簡易な接触』という税務職員が訪問しない調査も行っています。前ページで述べたように令和3事務年度の申告漏れ件数は5,532件、申告漏れ課税価格は2,230億円となり、前事務年度の1,785億円から24.9%増と大きく増加しました。

申告漏れ・遅れが発生しやすいケースは、相続人の間で遺産分割協議が調わず申告期限が過ぎる、相続税の申告期限後に預貯金が見つかる、子・孫名義の預貯金が贈与と認められずに『名義預金』と看做される、趣味で集めていた骨董品などが財産とされる、といったものがあります。

申告遅れ・漏れが判明すると、不足分である追徴税に加え『附帯税』が課されます。附帯税は大別すると、『延滞税』と『利子税』、制裁金である『加算税』があります。法定期限までに納税できない場合に、遅れた日数に応じて課されるのが延滞税、延納や申告書提出期限の延長などが事前に認められた場合が利子税と呼びます。



一括現金納付が原則の追徴税 悪質と判断されると税も高くなる

加算税は『過少申告加算税』『無申告加算税』『不納付加算税』『重加算税』に分かれます。過少申告加算税は期限内に申告・納税をしたものの申告額が過少であり、修正申告をした場合や、過少であったと税務署から更正された場合に課されます。新たに納めることになった税額の10%相当額となります。ただし、新たに納める税額が当初の申告納税額か50万円か、いずれか多い金額を超えた場合、その超えた分は15%になります。

無申告加算税は正当な理由なく期限内に申告・納税しなかった場合に課され、原則として、納付すべき税額に対して、50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の割合（令和6年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税からは300万円を超える部分は30%、無申告を継続し3年目からは50万円までは25%、50万円を超えて300万円までは30%、300万円を超える部分は40%の割合）を乗じた金額となります。期限後でも自主的に申告した場合は5%となる場合があります。

不納付加算税は源泉徴収により納付すべき税額を期限内に納付しなかった場合に課され、納付すべき税額の10%です。自主的に納付した場合は5%となる場合があります。重加算税は隠ぺいや仮装など悪質な場合に課せられ、過少申告加算税・不納付加算税に代えて35%、無申告加算税に代えて40%（令和6年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税からは50%）の割合となります。追徴税は本来納めているべき税です。時効による免除などではなく、放置するほど増額し、悪質な場合は高額になることもあります。追徴税の可能性があると判明したら早急に納付しましょう。

充実の公的医療保険制度が退職後の生活防衛の基盤に

定年退職後は生活スタイルが大きく変わるために、生命保険の見直しも必要になってきます。保険の内容を老後に必要な保障に抑えることで、保険料の節約も可能に。今回は、老後生活のリスクを踏まえて、定年後の生命保険を見直すポイントについて紹介します。

その死亡保険金、本当に必要？ 現役世代とは大きく異なる必要額

生命保険文化センターが発表した『2022（令和4）年度 生活保障に関する調査』によると、『老後生活に対する不安の有無』について「不安感あり」と答えた人は82.2%でした。不安の内容は「公的年金だけでは（生活費には）不十分」が79.4%で最も多く、健康などを害して「日常生活に支障が出る」が57.3%となっています。多くの人が老後の生活費と健康について不安を感じている結果となりました。

定年退職後は収入が減少し、体力や気力の低下などから病気が増える年代です。そこで、固定費である保険を見直して無駄な出費を減らしつつ、同時に、老後の健康リスクに備える方法を考えていきましょう。

見直しのポイントは医療保険を充実させ、死亡保障を減らすことにあります。定年退職時には子どもが独立し、配偶者には遺族年金が支給されるケースが多いことから、高額の死亡保険金は必要なくなります。前述の調査によると、夫婦2人の老後の生活費に最低いくら必要かとの質問には、月額平均23.2万円、ゆとりある生活費としては月額平均37.9万円との回答が集まりました。ここから、死亡保険金額は、『老後の死亡保険金＝遺族の支出（生活費、住居費など）－遺族の収入（遺族年金、貯金、その他の収入など）』を目安に生活状況に合わせて考えましょう。

同じ調査からわかった生命保険加入金額の平均は957万円（男性1,373万円、女性647万円）であり、年間払込保険料の平均は17.9万円（男性20.6万円、女性16.0万円）です。この金額も参考に、死亡保障を見直してみてください。

高齢者医療制度を正しく理解して 本当に必要な医療保険を見極める

次に、医療保障について考えてみましょう。体力が低下する年代になると、病気やケガの際の保障を手厚くしたいと考えがちです。しかし、日本では公的医療保険制度が充実しているため、まずはその内容を把握することが必要です。

公的医療保険制度には『被用者保険』『国民健康保険』『後期高齢者医療制度』の3種類があります。65歳以上74歳までは、被用者保険と国民健康保険の間の不均衡を調整するため、前期高齢者医療制度が設けられています。

前期高齢者医療制度は65歳からが対象ですが加入している保険に変更はなく、そのための手続きも不要です。前期高齢者の医療費の窓口負担割合は70歳未満だと3割、70歳～74歳では2割（現役並み所得者は3割）となります。

75歳からは後期高齢者医療制度の被保険者となり、所得に応じて医療費の窓口負担割合が異なります。現役並み所得者は3割ですが、課税所得や年金収入、世帯における75歳以上の人数等により1割あるいは2割となります。

60代以降の医療保険は、給付金と月々の保険料を見比べ、これなら貯蓄に回したほうがよいと思うほど高額な保険料にならないことが大切です。許容できる保険料で先進医療特約が付帯できるか、掛け捨て型の場合は貯蓄にはならないものの、大きな病気やケガの際に手元の貯蓄を減らさない方法として受け入れられるかなどを勘案し、慎重に検討しましょう。定年後は多くの人が減収となり、それまでの保険料のままでは負担が重くなります。早目に見直しを開始ていきましょう。

◆ 相続・贈与の基礎知識 ◆

10年以内に相続が続いたら 相次相続控除で税負担を軽減

相続開始前10年以内に被相続人が相続によって財産を取得し相続税が課されていた場合に、控除を受けられる『相次相続控除』があります。この制度を使えば、相続人の負担を軽減することができます。制度の適用要件や申告方法について紹介します。

相次相続控除とはどんな制度？ 控除額の概算も確認

相次相続控除は、同じ財産について短期間に重複して相続税を課さないための制度です。今回の相続開始前10年以内に被相続人が、相続や遺贈、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続や遺贈、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人の相続税額から、一定の金額を控除します。控除を受けられるのは以下の3つの要件がすべて当てはまる人であり、今回の被相続人が前回の相続人であり、相続税を納付済である必要があります。

- 被相続人の相続人であること
(相続放棄をした人や相続権を失った人は該当しません)
- その相続の開始前10年以内に開始した相続により被相続人が財産を取得していること
- その相続の開始前10年以内に開始した相続により取得した財産について、被相続人に対し相続税が課税されたこと

適用されるのは『相続人』だけ 相続税納付済でも適用外のこと

各相続人の相次相続控除額の計算式は次の通りです。前回の相続で課された相続税額のうち、1年ごとに10%ずつ遞減した後の金額が今回の相続税から控除されます。

$$A \times C / (B - A)^* \times D / C \times (10 - E) / 10 \\ = \text{各相続人の相次相続控除額}$$

*求めた割合が100/100を超えるときは100/100とする

A：今回の被相続人が前の相続で課された相続税額
B：今回の被相続人が前の相続で取得した純資産価額
C：今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額
D：今回のその相続人の純資産価額
E：前の相続から今回の相続までの期間（1年未満の期間は切り捨て）

相次相続控除は相続人のみが対象で、相続を放棄した人が遺贈により財産を取得した場合などは適用外です。適用の可否やほかの注意点なども含めて専門家に相談し準備を進めていきましょう。